

退職年金等積立金に対する法人税の立法趣旨をめぐって

増 井 良 啓

I はじめに

1. 本稿の目的

本稿の目的は、「退職年金等積立金に対する法人税」(法人税法83条, 以下これを「特別法人税」と略称する)の立法趣旨を再検討することにある。

この特別法人税の立法趣旨については、昭和37年に適格退職年金制度が創設されたおり、税制調査会答申が、次のように説明していた。

「年金について従業員の受給時まで課税しないこととするときは、企業拠出部分及び運用益部分について非課税の『たまり』ができることとなる。この点で他の投資形態に対する課税とのバランス及び社内引当ての退職給与引当金の課税とのバランス等の点に着目すると、企業拠出部分と運用益部分についてなんらかの課税を行なうべきことが結論として導びき出される。そこで、従業員の所得としての課税は、年金受給時においてすることとし、その間の繰り延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利息に相当するものを、その年金基金に対し、特別の法人税として課税することが適當と考えた。すなわち、この延滞利子に相当するものとして、基金に対し、従業員の所得に対する平均上積実効税率及び通常の利子率を基礎とし、個人所得課税の遅延利息に相応するものとして定める一定の税率で、年々課税することとすべきである。」(税制調査会(1961)581-582頁, 以下これを単に「答申」という。なお、引用文における下線は増井による。)

この説明は、その後の議論において、特別法人税の正統的な理解として定着した。しかしながら、ここにいう「繰り延べによる利益」の正確な内容については、必ずしも一義的な理解が共有されてきたわけではないようと思われる。そこで、本稿では、所得税の純粋なモデルを用いて、答申の議論を解釈し直してみたい。

2. 本稿の構成

本稿の構成は、以下の通りである。

IIで、一定の条件の下では、拠出時に課される租税と、受給時に課される租税とが、現在価値において同値になることを示す。この条件が妥当している場合には、答申のいう「税金の納付を延期するための利息に相当するもの」を改めて賦課する必要はないはずである。だが、IIIで論ずるようく、純粋な所得税モデルの下では、年金資産の運用期間中に生ずる受給権の増加益に対して毎年課税することが、正しい扱いである。その意味で、答申の「企業拠出部分及び運用益部分について非課税の『たまり』ができることとなる」というくだりは、正当な主張を含んでいる。その限りでは、受給権の増加益に対して代替課税を行うことに理由がある。ところで、これらは、いずれも、純粋な所得税モデルにおいて、一定の前提条件が満たされる場合についての議論である。そこで、IVでは、上の議論の前提となっていた諸条件を緩和した場合、上の結論にいかなる修正が必要となるかをみることにする。

3. 先行業績との関係

本論に入る前に、先行业績との関係を一言しておく。周知のごとく、年金課税の方式については、1966年のカーター報告書、1977年の財務省ブループリントおよび同年のミード報告書により、基本的な課税モデルが広く認識されるに至った。日本でも、年金課税の重要性が高まるにつれ、野口(1986)、藤田(1989)、水野(1991)をはじめとして、多くの業績が公表されてきた。この中で、拠出時・運用時・受給時の課税をどのように組み立てるべきかをめぐり、いくつかの構想が提示されている。特別法人税の評価についても、各論者の構想に応じて、一方における廃止論(高山(1987)、和田(1987)、藤田(1989)、厚生年金基金連合会(1997))と、他方における擁護論(税制調査会(1986)、植松(1996)、中里(1996)、佐藤(1998))とが、対立している状況にある。

この中で、本稿の議論と直接に関係する近年の指摘としては、植松(1996)の一連の連載が、運用収益の発生時課税のための手法として特別法人税の考え方を他の領域にも拡張すべきである旨提案しており、注目される。また、吉牟田(1997)は、特別法人税に代えて運用収益発生時に20パーセントの源泉徴収を行う可能性を示唆する。さらに、佐藤(1997)は、「この特別法人税は運用益に対する課税であると考える余地も生じる」と論じつつ、そのような考え方と現行制度との間の齟齬を指摘している。なお、比較的には、日本の特別法人税は他国に類例のないものといわれることがしばしばである。これに対して、運用益課税という観点からみれば、ディルノット(1997)が、ニュージーランドが年金積立金のすべての運用益を課税している旨報告している。

これらの貴重な指摘を踏まえ、答申のテクストを改めて熟読することによって、特別法人税の立法趣旨の再解釈を試みるのが、本稿である。テクストをよく読むことは、法律家として当然の作法であるが、ここでは、解釈の道具立てとして、金銭の時間的価値に関する知見を明示的に援用する。この点が、考察方法の上で新しい点である。

なお、本稿は、特別法人税の導入過程をめぐる

立法史研究(増井(1997))の続編をなす。前稿では、過去におけるさまざまなアクターの議論を、当時の状況の中で説明しようと試みた(歴史的再構成)。これに対して、本稿では、この特別法人税の性質を、自分自身の言葉を用いて合理的に再構成してみたい。

II 課税繰延の利益を現在価値で計測する

1. 繰延報酬一般についての議論

課税繰延が生じたとしても、課税ベース自体が一般的な収益率で増加するならば、その課税繰延によって納税者は有利にも不利にもならない。まず、このことを、Warren(1986)の簡潔なまとめに依拠して示しておこう。

(i) たとえば、従業員がある年に100の報酬を得たとして、その年に25パーセントで課税されたとする。すると税引後で75が手元に残る。この75は、税引後の収益率が1年あたり10パーセントであれば、1年後には82.50に増える。

$$1.1 \times 75 = 82.50$$

(ii) これに対して、この報酬支払が繰り延べされかつ課税が繰り延べられる場合であっても、100が企業の手元において課税事業に投資され、かつ、企業の投資機会および適用税率が従業員のそれと同じである場合には、結果は全く同じになる。すなわち、1年後、この100は、企業の手元において、企業にかかる租税を引いた後の数字で110に増える。そして、この110が従業員に支払われた時点で、従業員に対して25パーセントで課税されると、結局、従業員の手元には税引後で82.50だけ残ることになる。

$$110 - 110 \times 0.25 = 82.50$$

この例が示すように、いずれの課税タイミングをとっても、従業員(納税者)の手元に残る額は82.50という同じ数字になる。同じことを裏から言えば、政府にとっての税収も、現在価値に換算してみると同値になっている。(i)の場合、その年の税額が25であるから、1年後の価値に換算すれば27.5となる。(ii)の場合、1年後の税額が27.5である。両者は等しい。

なお、この計算例において、10パーセントという収益率が、税引後のそれであることに注意しておきたい。もし仮にここで税引前の収益率を用いたとすれば、計算が合わなくなる。IIIで後述するように、この点こそが、答申の議論を解釈する上で最も肝心な点である。

ところで、上の数値例を一般化して算式で表現すると、次のようになる。報酬の額を A 、税率を t 、税引後収益率を r とする。このとき、 y 年後に従業員の手元に残る額は、(i) 報酬が支払われその年度に課税された場合であるか、あるいは、(ii) 支払と課税が共に繰り延べられた場合であるかを問わず、次の同じ式で表すことができる。

$$(1-t)A(1+r)^y$$

すなわち、一方で、(i) の場合には、従業員は、税引後で $(1-t)A$ を受け取り、それが複利で増加していくから、 y 年後には $(1-t)A(1+r)^y$ となる。他方で、(ii) の場合には、 A が企業の手元で複利で増加して $A(1+r)^y$ となり、従業員に支払われた時点では、税引後で $(1-t)A(1+r)^y$ となる。

上の議論が成り立つためには、いくつもの条件が同時に満たされていることが必要である。すなわち、

- ・税率が一定であること
- ・繰り延べられた租税が確実に徴収されること
- ・節税額を同種の資産に投資できること
- ・異なる課税方式にもかかわらず収益率が一定であること
- ・特定年度において租税を徴収する外生的な理由が存在しないこと
- ・インフレのないこと

等の条件があって、はじめて上の等式が成り立つ。これらの諸条件が同時に満たされない場合には、課税繰延によって納税者には利益(ないし不利益)が生じうる。これらの条件はかなり厳格なものであるから、ここから現実の政策論を短絡的に帰結することはできない。上の議論は、あくまで、基本的な考え方の出発点である。

2. 年金積立金を企業が拠出する場合

繰延報酬一般についての上の議論は、企業年金プランにおいて、企業が従業員に代わって積立金を拠出する場合にも、そのまま応用することができる。応用点は 2 点ある。

第 1 点は、企業側の費用控除のタイミングについてである。上の前提条件が満たされる場合には、拠出年度に控除するか給付年度に控除するかで、企業にとって有利不利の差が生じない。というのも、上の議論と全く同じ理屈によって、次の等式関係が成り立つからである。すなわち、拠出時点で控除すると、早期に税額を減少させることができる。これに対して、給付時点まで控除を繰り延べると、たしかに控除のタイミングは遅くなるが、支払給付額の複利運用に伴い、控除することができる額自体が増える。そして、上に列挙した前提条件が妥当している場合においては、その増加分が控除繰延の不利益とぴったり相殺する。こうして、現在価値に換算すると、拠出時点の控除による節税額は、給付時点まで繰り延べられた控除による節税額と等しくなるのである。

第 2 点は、従業員側の所得計上のタイミングについてである。年金給付は繰延報酬の一形態であるから、拠出時課税と給付時課税の現在価値における等式関係が、ここでもそのまま妥当する。この議論の重要な含意は、課税繰延によって納税者にはいささかも利益が生じないということである。利益が生じない以上、「税金の納付を延期するための利息に相当するもの」を改めて賦課する必要はないことになる。その意味で、上の議論の前提条件が成立している場合には、答申の説明は成り立たない。あるいは、答申は、課税繰延に伴い課税ベース自体が増加することを考慮せずに、年金基金に対して「延滞利息に相当するもの」を賦課する必要性を導き出していたのではないかとも推察される。これに対して上の議論の前提条件が満たされる場合には、このような「延滞利息に相当するもの」は不要となる。

III 所得税の下では運用益課税が必要となる

1. 税引後收益率は運用益課税を前提している

上の議論からすれば、企業が年金積立金を拠出する時点で課税せず、従業員が年金給付を受給する時点まで課税を繰り延べても、企業や納税者には課税繰延による利益が生じないことになる。とすれば、従来「延滞利息に相当するもの」を特別に賦課してきたのは、誤った理解にもとづいていたのであろうか。

このように論断することは、早計である。なぜならば、まず第1に、上の議論は多くの厳格な前提条件を必要としており、その射程が限られるからである。これらの条件を緩和した場合にいかなる修正が必要となるかは、IVでみることにする。

第2に、より重要な点として、上の議論においては、運用益課税が前提の中に埋め込まれている。先に注意を喚起しておいたように、上の計算例は、税引後の收益率を用いていた。いうまでもなく、税引後收益率とは、運用収益に対して課税された後の率を意味する。したがって、先の計算例で税引後收益率が10パーセントであるとしていたのは、暗黙のうちに、運用益に対して課税がなされた後のネットの收益率が10パーセントであると前提している。同様に、税引後の收益率が r であるというとき、 r は、税引前の收益率 R を運用益課税分だけ減じた数値を意味している。要するに、上の議論は、運用益に毎年課税されていることを前提していたのである。

これに対して、企業年金基金の運用益が課税されない場合には、計算式において税引後收益率 r を用いることができない。運用期間中において運用益が課税されない場合、運用財産は、税引前の收益率 R によって複利で増価していく。この場合、 y 年後の従業員の給付手取額は、次の式で表すことができる。

$$(1-t)A(1+R)^y$$

すなわち、拠出額 A が企業の手元で複利で増加して $A(1+R)^y$ となり、 y 年後に従業員に支払われる時点においては、従業員の所得税率 t で課税

された後の手取額みて、 $(1-t)A(1+R)^y$ となる。

2. 運用益課税の角度からみた特別の賦課

いま、この第2の点に着目して、運用益課税の角度から年金基金に対する特別の賦課を根拠づけることができるかどうかを考えてみよう。

純粋な所得税モデルにおいては、個人資産の増価益に対して毎年課税する。これが、サイモンズの所得の定義の帰結である。年金基金の毎年の運用益は、個人の年金受給権の増価部分とみなすことができるから、所得税モデルの下では、運用益に毎年課税することが正しい取扱いである。これに対して、運用益に対して課税せず、税引前收益率 R による複利計算を認めることは、所得税モデルからの逸脱を意味する。なお、周知のごとく、所得税モデルのもつこののような性質については、「貯蓄に対する2重課税」であるとの批判が存在する。

この点に関連して、答申は、年金受給時まで課税を繰り延べることによって「企業拠出部分及び運用益部分について非課税の『たまり』ができる」と述べていた。非課税の「たまり」という比喩的な表現は、直観的な説得力を有するものの、その正確な意味について多様な解釈の余地を残す。そのため、これを合理的に再構成することは、かなり難しい。だが、ひとつの読み方としては、答申のこのくだりは、年金資産の運用益の非課税が所得税モデルからの逸脱であることを部分的に含意しているものと読み直すこともあながち不可能ではない。

再構成された考え方によれば、運用益に対して毎年課税することが、所得税モデルからは正当化できよう。その場合、年金受給権の増価益に対して個人所得課税を行うかわりに、年金基金段階で代替的な特別の課税を行うことが、一般論としては、根拠づけられる。以下では、このような課税のことを「運用益特別税」と呼び、現行の特別法人税と区別する。この考え方による場合、運用益特別税の課税ベースは年金資産の運用益部分とし、税率は資産所得に対する一般のそれを適用すること

とになる。たとえば、年金資産が公社債の形で運用され、ある年度に公社債の利子が得られる場合には、20パーセントの税率で源泉分離課税を行うなどの措置が想定できる。この運用益課税の仕組み方には、現行法上の源泉分離課税の方式をそのまま準用するやり方だけでなく、いろいろな可能性がありうる。もし包括的な所得課税のモデルにより忠実であろうとすると、運用により損失が生ずる場合には、欠損金の繰戻還付もしくは繰越控除を行うといったことも考えられよう。

なお、やや順序は前後するが、この点に関する現行制度について付言しておく。信託銀行が、適格退職年金契約および厚生年金基金契約にかかる信託の信託財産につき、公社債の利子等の支払いを受けたとする。その場合、特段の規定がなければ、公社債の利子等につき、利子所得として分離課税がなされるはずである。しかしながら、この点については特例が設けられており、信託銀行は、一定の手続をとることによって、源泉徴収を免れることができる(所得税法176条1項)。その意味で、年金資産の運用益に対する課税が免除されていることになる。

3. 運用益特別税と現行特別法人税との差異

このような運用益特別税は、現行の特別法人税とは、課税ベースおよび税率の組み立てにおいて、かなり異なっている。

現行の特別法人税の場合、①その課税標準は「各事業年度の退職年金等積立金の額」であり(法人税法83条)、②それに対して1パーセントの税率(法人税法87条、なお地方税も含めると1.173パーセントの税率)を乗ずることで、税額が算出される。これを式にすると、次の通り。

$$(退職年金等積立金の額) \times 1\%$$

一方で、①「退職年金等積立金の額」は、適格退職年金の場合には、各適格退職年金契約にかかる信託財産の価額または保険料積立金の額から、受益者または保険金受取人たる従業員の負担した掛金等の金額を控除した金額である(法人税法84条2項)。これを換言すれば、適格退職年金契約に基づき企業が負担した掛金等の額と、企業およ

び従業員の掛金等の運用益の額とが、課税ベースに含まれることになる。ちなみに、厚生年金基金契約や特例適格退職年金契約については、非課税限度額という重要な問題があるが、行論の便宜上ここでは割愛する。

他方で、②税率の算定根拠としては、答申は、「従業員の所得に対する平均上積税率」に、「通常の利子率」(実際には所得税の延納の利子税率)を乗じたものと説明している。この説明は、拠出時に課税すべきであったものに対する遅延利息という答申本来の論理をそのまま反映している。III 2. で述べた意味における運用益特別税の考え方をうけたものではない。

このように、現行の特別法人税は、あくまで、「個人所得課税の遅延利息に相応するもの」という発想によって構築されている。すると、運用益課税の考え方によって現行の特別法人税の新しい正当化を図ることには、やや無理がある。

ただし、運用益特別税と現行特別法人税との間には、一定程度のラフな近似性が存在する。いま、適格退職年金を念頭におきつつ、年金資産の運用益部分が、信託財産の価額または保険料積立金の額に、税引前の收益率を乗じることによって計算できるものとしよう。さらに、このようにして計算された運用益部分に対して、たとえば20パーセントの税率を乗じたものが、その年度における運用益特別税の税額をなすものと想定する。この場合、運用益特別税の税額は、次の式で表すことができる。

$$(信託財産の価額または保険料$$

$$\text{積立金の額}) \times (\text{税引前收益率}) \times 20\%$$

ここで、もし仮に税引前收益率を5パーセントとみなしたならば、この式は、次のように書きかえることができる。

$$(信託財産の価額または$$

$$\text{保険料積立金の額}) \times 1\%$$

このように、みなし收益率をはじめとするいくつかの仮定をわけば、運用益特別税の組み立ては、現行の特別法人税にラフな形で近似するに至る。このことは、将来の議論にむけてのひとつの着目点たりうる。

IV 前提条件を緩和した場合に必要な修正点

現実の世界では、以上の議論の前提条件が完全に満たされることは、稀である。

たとえば第1に、現実の世界においては、税率は一定ではない。企業の拠出時に従業員に対して課税する場合の適用税率と、受給時に課税する場合の適用税率とは、異なっていることが通常である。もし後者が前者を下回っていれば、受給時課税のほうが従業員にとって有利である。これは、金銭の時間的価値による利益というよりは、低税率を適用できることによる利益である。

第2に、繰り延べられた租税は、後になってフルに徴収されるわけではない。すなわち、従業員が年金給付をうけると、現行所得税法上、公的年金等として雑所得に所得分類され、公的年金等控除をうけることができる（所得税法35条）。公的年金等控除は、定額控除と定率控除の2種類の控除からなっており、その金額は、受給者が65歳未満の場合は、収入金額が少ない場合を除き給与所得控除の金額よりも小さいが、受給者が65歳以上の場合、いずれの所得段階においても、給与所得控除の金額を相当に上回っている。したがって、企業の拠出時にただちに給与所得として課税する場合に比べて、受給時に雑所得として課税する場合のほうが、受給者が65歳以上の場合、従業員にとって有利である。これは、控除額の差による利益である。

なお、注記するならば、この議論は、現行法上の給与所得控除と公的年金等控除との比較に基づくものである。実際には、拠出時と給付時の間に何年もの時間差が存在するから、従業員のライフサイクルに即して次のように考えることがより正確である。これを引退世代についていえば、現役時代の過去の税制下における給与所得控除と、退職後の現在の税制下における公的年金等控除とを比較するべきである。同様にして、現役世代についていえば、現行法上の給与所得控除と、未来の税制における公的年金等控除とを比較するべきであるということになる。もちろん、その間におい

て税制改正が生ずれば、計算の基になる変数は変動する。

さて、以上の2条件について論じたことは、他の前提条件についても及ぼすことができる。IIで論じた等式が成り立つための前提条件としては、以上の2条件の他にも、節税額を同種の資産に投資できることや、異なる課税方式にかかわらず収益率が一定であること、特定年度において租税を徴収する外生的な理由が存在しないこと、インフレのないこと等があった。これらの前提条件を外した場合にも、課税繰延の利益（ないし不利益）は、大きくなったり小さくなったりする。このように、条件によっては、年金の受給時まで課税を繰り延べることは、従業員にとって有利になったり不利になったりする。こうして、条件が変われば拠出時課税と受給時課税との等式関係は崩れる。

とすれば、そのような有利（ないし不利）を相殺するための金銭賦課として、年金基金段階で特別税を課する（ないし還付する）という考え方も生じうる。この考え方、「個人所得課税の遅延利息」という答申本来の論理とも、「運用益特別税」というIIIで述べた理屈とも、道筋を異にする。

V おわりに

1. 本稿の結論

以上、本稿では、特別法人税の立法趣旨を再検討する目的の下に、若干の前提条件をおいて、年金給付にかかる課税繰延がどのような意味をもつかを整理してきた。ここで明らかにしたように、「課税繰延の利益」という場合、核心の問題は、運用期間中に生ずる運用益の課税問題にある。この点を明確に認識し、ありうべき条件とシナリオに即して定量的な議論を進めることが必要である、というのが本稿の主要な結論である。

冒頭に記したように、特別法人税については、その廃止論・擁護論を含め、さまざまな政策提言が存在する。本稿の整理は、これらの政策論とやや平面を異にし、より基礎的な分析枠組みを提供するものである。本稿に強い規範的主張があるとすれば、それは、廃止論者・擁護論者を問わず、

金銭の時間的価値に関する共通の理解に基づいて議論を進めるべきだということである。わざわざ答申を読み直そうと試みたのは、そのために他ならない。その意味で、本稿は、特定の政策論を唱導するものではなく、むしろ、複数の異なる政策論を建設的に戦わせるための土俵の設定を願っている。

2. モデル自身に内在する問題点

もっとも、本稿の用いた枠組み自体の中にも、一定の規範的要素が含まれている。そこで、終わりに、その点に関する問題点を記しておくことが公正であろう。

まず第1に、論証なく所得税モデルから出発してよいか。支出税論者は、特にこの点に疑問をおぼえるであろう。だが、現行税制は、少なくとも建前としては所得税であり、支出税ではない。その限りで、所得税モデルの下ではどのような課税ルールをとるのが筋であるかをみておくことは、議論の出発点として意味があるものと考える。

第2に、現実の税制が結果としてハイブリッドになっている状況の下において、純粋な所得税モデルがどれほどの説得力を有するか。確かに、企業年金という特定の項目について純粋な所得税モデルを実現したとしても、個人の他の貯蓄項目について支出税的取扱いが残存している場合に、どれほど経済厚生が改善されるかは、問題である。だが、全く同様のことは、支出税的取扱いに対してもあてはまる。企業年金課税の分野について支出税的取扱いを忍び込ませたとしても、所得税制全体がなお貯蓄項目に課税する建前をとっている場合には、状況が改善されるかどうか問題が残るからである。とはいって、当面の政策論としては、ハイブリッドの所得税制を与件としつつ、課税ルールの足並みを揃えるなどのピースミールな改革を行うこと以外に、現実性は少ない。

第3に、所得税の論理と社会保障の論理をどう折り合わせるか。企業年金の一層の普及を図るために誘因措置として、運用益を非課税にするという考え方には、所得税の論理だけからは出てこない。しかし、それは、社会保障制度の構築の観点から

はひとつのありうる議論である。ただし、その場合、個人年金やその他の貯蓄手段と比較して、なにゆえに企業年金に対して特別のインセンティブを与えないなければならないかを説明することが必要となる。なお、破綻しそうな厚生年金基金を救済するために特別法人税を廃止すべきであるという議論は、多くの厚生年金基金が非課税限度額のおかげで特別法人税を納付していない現状からすると、根拠薄弱である。

参考文献

- 植松守雄(1996)「講座所得税法の諸問題第117回
第1納税義務者・源泉徴収義務者(続116)(企業年金・特別法人税)」税経通信51巻8号, 36-40頁。
- 小塙隆士(1998)『年金民営化への構想』, 日本経済新聞社。
- 金子 宏(1995)『所得概念の研究』, 有斐閣。
- (1998)『租税法(第6版補正版)』, 弘文堂。
- 企業年金研究所(1998)『平成10年版企業年金白書——年金改革の現状と方向』, ライフデザイン研究所。
- 厚生省年金局監修(1998)『平成9年度版年金白書
21世紀の年金を「選択」する』, 社会保険研究所。
- 厚生年金基金連合会編(1997)『21世紀の企業年金』, 東洋経済新報社。
- 佐藤英明(1997)「私的年金の課税」日税研論集37巻, 143-199頁。
- (1998)「企業年金と課税——適格退職年金制度の検討を中心として」ジュリスト1128号, 15-21頁。
- 渋谷雅弘(1997)「公的年金の課税」日税研論集37巻, 121-142頁。
- 税制調査会(1961)『昭和36年12月税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明』答申別冊, 573-583頁。
- (1986)『年金課税に関する専門小委員会報告』。
- 高山憲之(1987)「年金課税に関する一考察」一橋大学経済研究38巻3号, 263-272頁。
- 田近栄治・金子能宏・林 文子(1996)『年金の経済分析——保険の視点』, 東洋経済新報社。
- 通商産業省産業政策局編(1997)『高齢社会と経済活力研究会企業年金等退職後所得ワーキンググループ報告書』。
- A.ディルノット(1997)「私的年金と税制——費用と結果」, OECD『企業年金改革——公私の役割分担をめぐって』79-98頁(船井正道監修, 厚生年金基金連合会訳), 東洋経済新報社。

- 中里 実 (1992) 「課税繰延の利益について」 税研 40=41 号, 3-16 頁。
- (1996) 「金融取引に関する国際課税上の諸問題」, 日本租税研究協会『第 48 回研究大会記録』, 109 頁。
- (1997) 「社会保険料と年金制度」 日税研論集 37 卷, 39-118 頁。
- 野口悠紀雄 (1986) 「年金に対する課税について」 一橋論叢 96 卷, 1 号, 21-30 頁。
- 藤田 晴 (1982) 「年金と所得課税」 ジュリスト 757 号, 26-30 頁。
- (1986) 「年金税制の改革」, 総合研究開発機構『長期的な税制のあり方に関する研究(第 3 段階報告)』, 41-54 頁。
- (1988) 「税制改革と年金課税」 日本年金学会誌 8 号, 59-66 頁。
- (1989) 「年金税制の再検討」 近畿大学商経学叢 36 卷 1 号, 1-18 頁。
- (1992) 「所得税の基礎理論」, 中央経済社。
- 堀 勝洋 (1997) 「年金制度の再構築」, 東洋経済新報社。
- 増井良啓 (1997) 「退職年金等積立金の課税」 日税研論集 37 卷, 201-287 頁。
- 水野忠恒 (1991) 「年金と税制——私的企业年金に対する税制と社会保障制度との交錯——」, 金子宏編『所得課税の研究』, 205-233 頁。
- (1997) 「高齢化社会と年金税制」 日税研論集 37 卷, 3-37 頁。
- 宮島 洋 (1992) 『高齢化時代の社会経済学——家族・企業・政府』, 岩波書店。
- 吉牟田勲 (1991) 「社会保障と税制の過去・現在・未来——年金税制を中心に——(上)(中)(下)」 共済新報 32 卷 1 号, 30-41 頁; 2 号, 6-17 頁; 3 号, 2-16 頁。
- (1992) 「税制からみた年金水準——旧国公水準と相当年金水準等——」 共済新報 33 卷 2 号, 2-10 頁; 3 号, 14-20 頁; 4 号, 8-21 頁。
- (1994) 「社会保障と税制——最近生じて いる問題を中心には——」 共済新報 35 卷 7 号, 2-13 頁。
- (1997) 「高齢社会に適応した年金関連税制の再構築——掛金建年金制度と税制の関係を中心に」, 財団法人長寿社会開発センター『高齢社会における社会保障体制の再構築に関する理論研究事業の調査研究報告書(第 1 部会)』, 63-87 頁。
- (1998) 「年金税制をめぐる最近の諸問題について」 租税研究 580 号, 4-22 頁。
- 和田 勝 (1987) 「厚生年金基金の運営の年金税制」 季刊労働法別冊 10 『退職金・年金の運営』, 89-106 頁。
- David F. Bradford and the U. S. Treasury Tax Policy Staff (1984), *Blueprints for Basic Tax Reform*, Second revised edition, Tax Analysts (first edition 1977).
- The Carter Commission (1966), *Report of the Royal Commission on Taxation*, Queen's Printer.
- David I. Halperin (1986), Interest in Disguise: Taxing the "Time Value of Money," *The Yale Law Journal*, Vol. 95, 506-552.
- The Institute for Fiscal Studies (1978), *The Structure and Reform of Direct Taxation*, Report by a Committee chaired by Professor J. E. Meade, George Allen & Unwin.
- Myron S. Scholes and Mark A. Wolfson (1992), *Taxes and Business Strategy, A Planning Approach*, Prentice Hall.
- Henry C. Simons (1938), *Personal Income Taxation*, University of Chicago Press.
- Alvin C. Warren, Jr. (1986), The Timing of Taxes, *National Tax Journal*, Vol. XXXIX, No. 4, 499-505.
- (ますい・よしひろ 東京大学助教授)